

アメリカの作家団体のAuthors

Guildは2009年11月13日、グーグルの「ブック検索」プロジェクトを巡る和解案の修正版を裁判所に提出した。この修正和解案では、プロジェクトが対象とする作品を、アメリカ、オーストラリア、カナダ、イギリスの英語圏4カ国で出版された書籍に限定した。

著作権者が不明の作品については、4カ国の作家や出版業界の代表者で構成される「Book Rights Registry」が収益を10年間保管し、著作権者が確認できなかった場合は、裁判所の判断により4カ国の慈善団体に寄付する、としている。

しかし、この和解案に反対してきた「Open Book Alliance」（マイクロソフト、ヤフーなどの連合）は、今回の修正案を受けて、「根本的に、グーグルとそのパートナーが利益を得る仕掛けになっていることに変わりはない。修正案は小手先のごまかしであり、米司法省や世間の批判が指摘してきたことをなにも解決していない」とのコメントを発表した。